

大田区特別区税条例の一部改正（案）概要

地方税法等の改正に伴い、次のとおり規定を整備する。

1 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

条例	改正の概要	施行日
<p>第15条 (所得割の課税標準)</p> <p>第20条の2 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>付則第8条 (上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>付則第14条の2 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>付則第14条の3 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>現行制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっている。</p> <p>しかし、金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとする。</p>	<p>令和6年 1月1日</p>

2 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

条例	改正の概要	施行日
<p>第24条の2 (区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の3 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>	<p>配偶者等が退職手当等を有する場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等に明記することとし、区市町村が給与支払報告書等を通じて賦課課税に必要な情報を確実に把握できるようにする。</p>	<p>令和5年 1月1日</p>

3 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応

条例	改正の概要	施行日
付則第3条の5の2 付則第21条 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)	住宅ローン控除の適用期限を4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象)した。 延長したことで、その読み替え規定であった付則第21条の特例が不要となったため削除する。	令和5年1月1日

4 その他

条例	改正の概要	施行日
第23条 (区民税の申告)	地方税法上の文言に合わせた規定の整備	令和6年1月1日
第36条の7 (特別徴収税額の納入の義務)		
付則第11条 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)	地方税法上の文言に合わせた規定の整備	令和5年1月1日

※その他(文言の修正)の規定整備 公布日施行

大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）新旧対照表

新	旧
大田区特別区税条例等の一部改正	大田区特別区税条例等の一部改正
<p>【第1条による改正】 大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）の一部改正</p> <p>第1条から第14条（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5（略）</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>【第1条による改正】 大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）の一部改正</p> <p>第1条から第14条（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>（1）第23条第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>（2）第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5（略）</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細</u></p>

新	旧
<p>第16条から第20条（略）</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、前4条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還</p>	<p><u>に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>（1） 第23条第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>（2） 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>第16条から第20条（略）</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、前4条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還</p>

新	旧
<p>付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税</u>若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第21条から第22条 (略)</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(<u>所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)</u>の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)</p>	<p>付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の都民税</u>若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第21条から第22条 (略)</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u>に規定する源泉控除対象配偶者)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)</p>

新	旧
<p>等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>	<p>等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) 特定配偶者の氏名</u>	
<u>(3) 扶養親族の氏名</u>	<u>(2) 扶養親族の氏名</u>
<u>(4) その他施行規則で定める事項</u>	<u>(3) その他施行規則で定める事項</u>
2から5まで (略)	2から5まで (略)
第25条から第36条の6 (略)	第25条から第36条の6 (略)
(特別徴収税額の納入の義務)	(特別徴収税額の納入の義務)
<p>第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。</p>	<p>第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。</p>
第36条の7の2から第66条 (略)	第36条の7の2から第66条 (略)
付 則	付 則
(施行期日)	(施行期日)
第1条から第3条の5 (略)	第1条から第3条の5 (略)
<p>第3条の5の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第3条の5の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>第3条の6から第7条 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第9条及び第10条 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含</p>	<p>2 (略)</p> <p>第3条の6から第7条 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第15条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第18条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第15条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p><u>(2) 第15条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第9条及び第10条 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含</p>

新	旧
<p>む。) の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで <u>又は第37条の8</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第11条の2から第14条 (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 (略)</p>	<p>む。) の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第11条の2から第14条 (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(区民税の納税通知書が送達される時まで)に提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第23条第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 (略)</p>

新	旧
<p>2 及び 3 (略)</p> <p><u>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p>2 及び 3 (略)</p> <p><u>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第23条第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p>
<p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る</u>」同条第4項に規定する<u>確定申告書にこの項</u>の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の</u>」同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書にこの項</u>の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。</u>）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、</p>

新	旧
<p>法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>第15条から第20条 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>第15条から第20条 （略）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u></p> <p><u>第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>
<p>【第2条による改正】</p> <p>大田区特別区税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第30号）の一部改正</p> <p>大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第24条の3第1項中「<u>扶養親族（）の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に限る</u>」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p>	<p>【第2条による改正】</p> <p>大田区特別区税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第30号）の一部改正</p> <p>大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第24条の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p>

新	旧
<p>(後略)</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第10条第 2 項、第14条第 1 号及び第 24条の 3 第 1 項の改正規定並びに <u>付則 第 2 条の 2 の 3 第 1 項</u> の改正規定並びに次条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日 (区民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新条例 <u>第10条第 2 項、第14条第 1 号及び第 24条の 3 第 1 項並びに付則第 2 条の 2 の 3 第 1 項の規定</u> は、令和 6 年度以後の年度分 <u>の区民税</u> について適用し、令和 5 年度分までの <u>の区民税</u> については、なお従前の例による。</p>	<p>(後略)</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第10条第 2 項、第14条第 1 号及び第 24条の 3 第 1 項の改正規定並びに <u>付則 第 2 条の 2 の 3</u> の改正規定並びに次条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日 (区民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新条例 <u>の規定中個人の区民税に関する部分</u> は、令和 6 年度以後の年度分 <u>の個人の区民税</u> について適用し、令和 5 年度分までの <u>の個人の区民税</u> については、なお従前の例による。</p>
<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第 1 条中大田区特別区税条例第 24 条の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 24 条の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項及び第 11 条第 3 項の改正規定並びに同条例付則第 21 条を削る改正規定並びに第 2 条（大田区特別区税条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 30 号）第 24 条の 3 第 1 項の改正規定に限る。）の規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日</u></p> <p><u>(2) 第 1 条中大田区特別区税条例第 15 条第 4 項及び第 6 項、第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 23 条第 1 項ただし書並びに第 36 条の 7 の改正規定並びに同条例付則第 8 条第 2 項、第 14 条の 2 第 4 項並</u></p>	

新	旧
<p><u>びに第14条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（大田区特別区税条例の一部を改正する条例付則第2条第3項の改正規定（「の規定中個人の区民税に関する部分」を「第10条第2項、第14条第1号及び第24条の3第1項並びに付則第2条の2の3第1項の規定」に改める部分に限る。）に限る。）の規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日</u></p> <p><u>（区民税に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 前条の規定による改正後の大田区特別区税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第24条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき前条の規定による改正前の大田区特別区税条例（次項において「旧条例」という。）第24条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 新条例第24条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 前条第2号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例によ</u></p>	

新	旧
<u>る。</u>	